

【小諸市内、佐久市内、軽井沢町内、御代田町内、立科町の営業時間短縮等要請店舗で、  
「信州の安心なお店」認証制度の認証を既に受けている事業者の方向け】

令和3年8月6日時点

## 「信州の安心なお店認証制度」認証店舗の時短要請期間中における 営業の特例について

長野県

### 1 概要

長野県からの要請期間（8月9日（月）～8月18日（水））において、対象地域内の営業時間短縮等要請店舗の方は、原則として営業時間の短縮にご協力をお願いします。

なお、「信州の安心なお店」認証を受けている飲食業事業者の方は、「時短要請期間中における営業継続のためのチェックシート」を満たす場合に限り、時短要請の対象外として、20時以降も営業を続けることが可能となります。（その場合、協力金は不支給となります。）

※ 時短要請に応じ、要請期間を通じて時短営業を行う場合には、協力金の支給対象となり、「時短要請期間中における営業継続のためのチェックシート」の作成は不要となります。

※ 営業時間の延長か、時短要請に応じて協力金を受給するかを選択に当たってはいずれか一方となります。（時短要請期間中の一部を時短して協力金を申請し、一部を営業するといったお申し込みはできません。）

※ 「協力金」の制度の詳細については「新型コロナウイルス拡大防止協力金事業について（予定）」をご覧ください。

### 2 営業の特例に関する手続きの流れ

（1）別紙の「時短要請期間中における営業継続のためのチェックシート」に必要事項を記載の上、信州の安心なお店応援キャンペーン事務局にFAXにて提出をお願いします。

（2）時短要請期間中に店舗を訪問し、チェックシート原本を回収するとともに、その内容に沿って、巡回員が感染対策の取組状況の確認をさせていただきます。

※ 今回の巡回は、事前に時間調整はいたしませんが、時短要請の内容を踏まえ、主に19時から21時の間に直接訪問いたします。予めご了承くださいとともに、巡回確認へのご協力をお願いします。

### 3 今後のスケジュール ご注意：要請期間を延長した場合は変更になります。

（1）必要書類（チェックシート）配布 8月6日（金）より協力要請と共に順次配布  
（県HP、信州の安心なお店応援キャンペーン公式HP掲載、県佐久地域振興局等で配布）

（2）チェックシートの記載、提出（FAX） 準備が出来次第、お願いします。

（3）巡回員による巡回 8月10日（火）以降 順次実施予定

＜新規に「信州の安心なお店」の認証取得を希望される方向け＞

4 認証未取得の飲食店で、時短要請期間中に、20時以降の営業継続を希望する場合速やかに「信州の安心なお店」認証制度の「飲食店」向け認証手続きの必要書類と、「時短要請期間中における営業継続のためのチェックシート」を準備し、信州の安心なお店応援キャンペーン事務局にFAXにて提出をお願いします。

提出に併せ、FAXにて提出いただくチェックシートの白紙部分に、「時短要請の特例を活用したい」旨の記載をお願いいたします。記載のある申請を優先して対応します。

(時短要請対象区域外の事業者の方からの要望は対応できない可能性があります。)

その後、巡回についての調整を行ったうえで巡回員が店舗で確認を行い、認証を行います。

(参考：信州の安心なお店応援キャンペーン公式HP <https://shinshu-anshin.net/>)

#### 5 その他留意事項

- ① 「信州の安心なお店」のステッカーを掲示していることが必要です。今一度ご確認ください。
- ② 時短要請期間中の特例として追加チェックシートの作成と、巡回確認が終了した店舗については、信州の安心なお店HPにおいて店舗名等を公表いたします。
- ③ 巡回確認後、飲食店においてクラスターが発生する等の事態が生じた場合、その後の時短要請の適用除外は取消しとなる可能性があります。
- ④ 巡回時にチェックリストの記載事項が遵守されていないと判断された場合には、別途再巡回を行う可能性があります。
- ⑤ その他の必要な要件は、信州の安心なお店応援キャンペーン公式HP等でご案内します。



#### 6 お問い合わせ先

長野県庁 代表電話：026-232-0111

＜要請内容について＞危機管理部 新型コロナウイルス感染症対策室

＜協力金について＞新型コロナウイルス拡大防止協力金 担当窓口

＜認証店舗について＞産業労働部 産業政策課団体・サービス産業振興係

## 時短要請期間中における営業継続のためのチェックシート

記入日：令和3年 月 日

申請者： \_\_\_\_\_ ⑩

店舗名： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

認証番号： \_\_\_\_\_

**時短要請の対象外として、20時以降も営業を続けるため、以下の項目による感染対策を徹底すること、本件についての巡回確認に協力することを誓約します。**

	内 容	チェック	具体的な取組
1	(新規)利用に当たっては、同居の家族又は4人以内での会食に限定するべく、入店あるいは予約時において、その旨を確認する。		
2	(新規)利用に当たっては、2時間以内に限定する。		
3	利用客退店後は、テーブルや椅子、メニュー等の消毒を徹底する。		
4	換気は、30分に1回、5分間程度を繰り返し行うとともに、換気設備を有する場合には適切に稼働しているかの確認を行う。		
5	万一の新型コロナウイルス感染時に備え、利用者名簿を具備し、必要に応じて関係当局からの依頼に対応する。		
6	利用客には、入店時等の消毒の徹底や、飲食時以外はマスク着用の呼びかけを実施するなど、感染リスクの低減に向けた呼びかけを実施する。		
7	この他、飲食店向けチェックシートに記載している事項の徹底について、再度従業員の間で確認、徹底を行う。		

※ 具体的な取組みの欄には、時短要請期間中に営業する際の取組み予定の内容を記載してください。

今回はすべての項目を遵守していただくことが要件となります。

※ 今回の巡回は事前に時間調整をせず、営業時間中に直接巡回、確認させていただきます。予めご了承くださいとともに、巡回確認へのご協力をお願いします。

※ 提出は、信州の安心なお店応援キャンペーン事務局までFAXにてご提出ください。

原本は、巡回の際に回収いたします。

**FAX番号：026-217-5901**